



刈谷田川

第 66 号
2023.6

区報の主な内容

- ◇ 第98回総代会開催
- ◇ 令和5年度予算概要
- ◇ 令和5年度賦課額及び徴収方法
- ◇ 令和5年度用水管理

地区組合員数：3,740人
地区総面積：4,579.7ha

発行所

見附市上新田町3085番地
刈谷田川土地改良区
電話 0258-66-2210
編集発行人 河村 則夫
URL <http://www.kariyada.or.jp>

見附市嶺崎町の刈谷田川左岸河川広場（嶺崎橋下）では、黄色いカーベットを敷き詰めたように目にも鮮やかな菜の花が今年も川沿いを彩りました。

これは刈谷田川かわまちづくり実行委員会が毎年開催される「刈谷田川フェスティバル(4/29開催)」に合わせて栽培されています。「小さな幸せ」「希望」「明るさ」などの花言葉からも、心地よい春の陽気とともに見る人の心に元気を与えています。



ご挨拶

刈谷田川土地改良区
理事長 河村 則夫

区報発行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

組合員の皆様におかれましては、日頃より刈谷田川土地改良区の事業運営全般に亘りご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大が未だ終息を見せない中、国際情勢も不透明さを増し、肥料、飼料、燃料等の農業資材価格の高騰、大雨による自然災害の発生、隣国においては「地球温暖化現象」により高温少雨の勃発など農業生産を巡っては極めて厳しい状況下であります。

また、エネルギー価格の高騰などに起因する電気料金の上昇が当初の想定を超え、施設の維持管理費に占める電気料金が大幅に増え、整備費、補修費を大きく圧迫するとともに土地改良区の負担増が確実にっております。組合員への負担を強いることにならないよう、補助金の申請を国、県、市に要請して参ります。当土地改良区としても、自ら対策等を検討・実施して参りたいと思いますので、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

政府は昨年12月23日の閣議で令和5年度の当初予算を決定されました。令和5年度当初予算は対前年比100.1%の4,457億円です。令和4年度補正予算1,677億円を合わせて、令和5年度執行予算は総額6,134億円となりました。昨年度よりも若干の減ではありますが、当初予算の増は大きな意味合いを示すものと考え、農業農村の活性化に寄与することを期待しております。

こうした中で、管内における農業農村整備事業について、国営「刈谷田川地区」においては、機能診断、そして耐震調査の検討を踏まえた整備構想を策定し、現在、基幹排水施設及び水利施設の再編計画について策定・調査中であり、事業化を目指して調査計画を進めております。令和5年度も次世代に向けた働きやすい農業の現場と、誰もが住みたくなる農村となるよう国営事業採択に向け最善を尽くして参ります。

また、県営ため池等整備事業「低位部2号支線排水路地区」は、平成31年度に事業採択を受け事業着手しており、進捗率は25%です。県営ため池等整備事業「佐印川排水路地区」は、令和2年度に事業採択を受け事業着手しており、進捗率は35%です。新型感染症対策、電気料金対策等による財政支出により事業予算が減額される懸念もありますが、今後とも可能な限り関係各位に事業の必要性を働きかけ、安定した予算確保に努める所存であります。

また、土地改良区の組織運営について、国の「第5次男女共同参画基本計画」において、令和7年までに土地改良区の理事に占める女性の割合10%が成果目標になりました。農業分野においても、女性視点での経営感覚を取り入れることで土地改良区の持続的発展に繋がると考えられております。当土地改良区としても、国、県が示した基本的な方針に沿って検討して参ります。

結びに、組合員各位のご健勝とご多幸をご祈念申し上げますと共に、令和5年度は安堵で、豊かな自然の恩恵のもと豊穰の秋を迎えられますことをお祈り申し上げます。



LINE

- 公式アカウント -

用排水に関する情報や台風・地震などの災害対策等を公式アカウントより随時配信しております。

旧栄町地区

@324zghgg



見附地区

@097sbhkn



刈谷田川土地改良区の
ホームページから各種申請書を
ダウンロード出来ます。

刈谷田川土地改良区

検索

<http://www.kariyada.or.jp>

第98回総代会開催

第98回総代会が令和5年3月15日当土地改良区会議室において、総代定数95名中87名の出席を得て開催されました。

議長に第12選挙区の五十嵐大光総代（長岡市猫興野）を選任し、定款・規約の一部改正、一般会計及び特別会計（4会計）収入支出予算等について提案され、慎重審議の結果、全議案について原案のとおり承認及び可決され閉会いたしました。



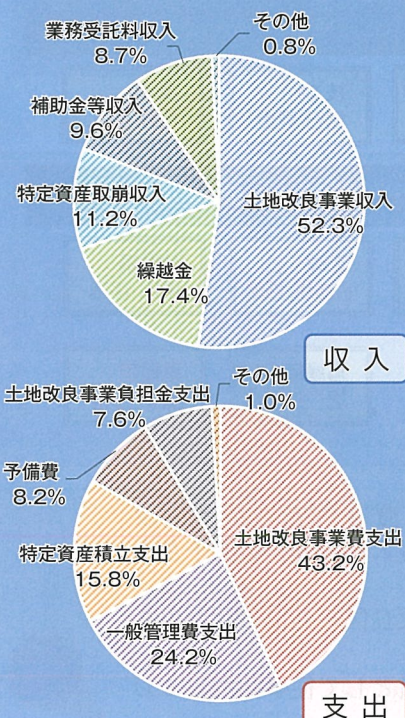
議長
五十嵐 大光 総代

- 承認第1号：令和5年度水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）実施の承認について
承認第2号：令和5年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画）実施の承認について
承認第3号：刈谷田川土地改良区監査細則の一部改正について
議第1号：令和4年度刈谷田川地区維持管理特別会計収入支出補正予算について
議第2号：令和4年度刈谷田川左岸地区維持管理特別会計収入支出補正予算について
議第3号：刈谷田川土地改良区定款の一部改正について
議第4号：刈谷田川土地改良区規約の一部改正について
議第5号：刈谷田川土地改良区総代会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する規程の一部改正について
議第6号：令和5年度一般会計収入支出予算について
議第7号：令和5年度刈谷田川地区維持管理特別会計収入支出予算について
議第8号：令和5年度刈谷田川大堰地区維持管理特別会計収入支出予算について
議第9号：令和5年度刈谷田川左岸地区維持管理特別会計収入支出予算について
議第10号：令和5年度尾崎川原開田地区維持管理特別会計収入支出予算について
議第11号：令和5年度各会計賦課金の賦課及び用排水システム再編積立預り金の徴収方法等について
議第12号：一時借入金について
議第13号：歳計現金預入先について
報告第1号：監査報告について（令和4年度中間監査）
報告第2号：令和5年度刈谷田川土地改良区配水計画について
報告第3号：総代異動報告について
選挙第1号：役員補欠選挙執行について



（単位：千円）

令和5年度 刈谷田川土地改良区各会計 予算概要



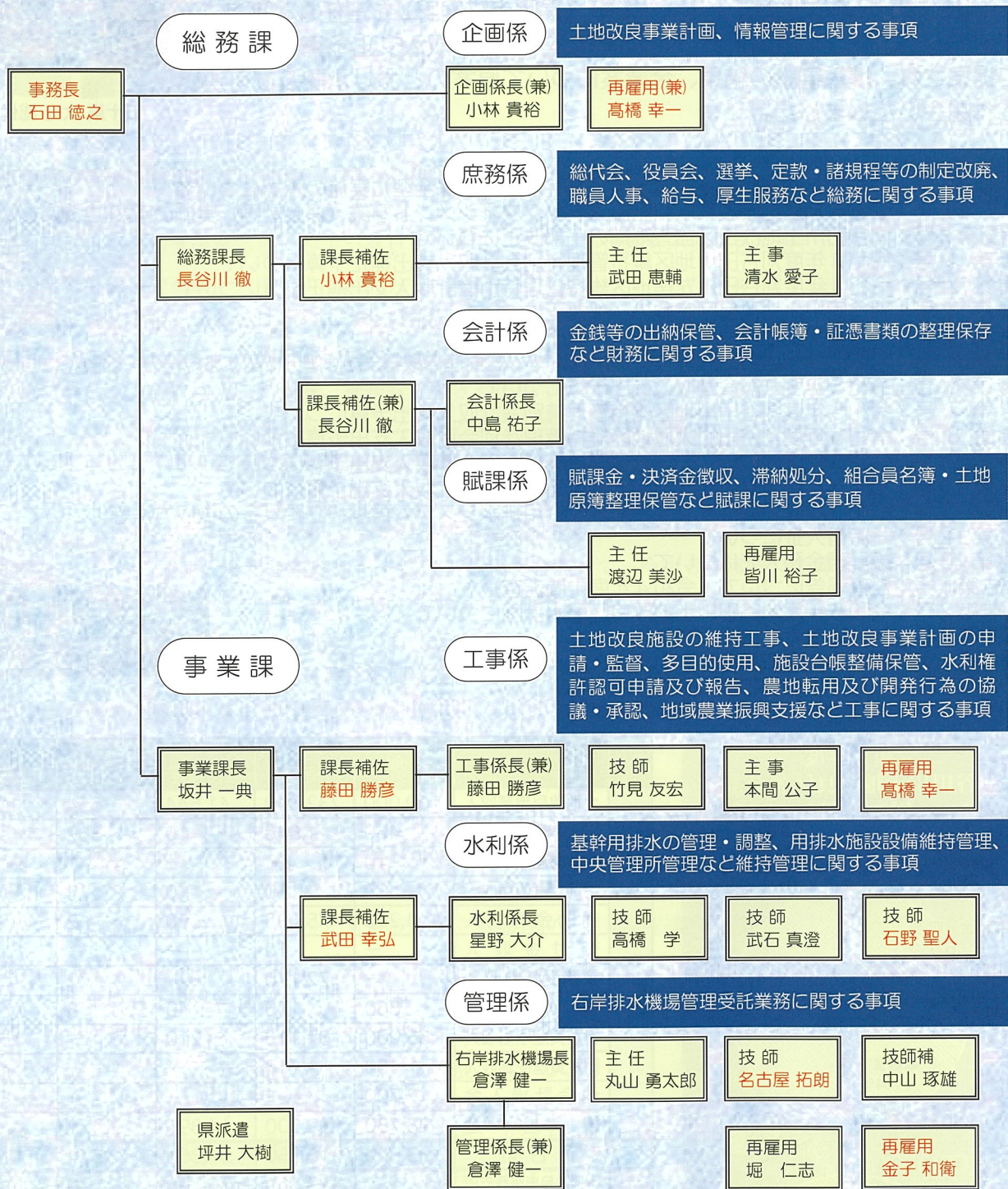
	科 目	一般	刈谷田川地区 維持管理	大堰地区 維持管理	左岸地区 維持管理	尾崎川原地区 維持管理
収 入	土地改良事業収入	160,000	232,340	41,544	654	1,290
	附 帯 事 業 収 入	460	1,840	10	362	—
	基本財産運用収入	10	—	—	—	—
	特定資産運用収入	10	30	10	4	3
	補 助 金 等 収 入	4,230	75,330	650	2	—
	交 付 金 収 入	—	10	—	—	—
	業務受託料収入	—	72,110	—	72	—
	雑 収 入	860	170	40	8	26
	特定資産取崩収入	55,900	37,110	210	—	—
	固定資産売却収入	50	10	—	—	—
	他 会 計 繰 入 金	2,700	—	—	—	—
	繰 越 金	28,780	99,300	14,896	1,472	674
収 入 合 計		253,000	518,250	57,360	2,574	1,993
支 出	土地改良事業費支出	—	319,260	36,390	2,270	1,990
	一般管理費支出	201,630	—	—	—	—
	土地改良事業負担金支出	—	63,600	—	—	—
	固定資産取得支出	3,500	1,000	—	—	—
	特定資産積立支出	43,410	77,130	10,970	4	3
	雑 支 出	500	210	—	—	—
	他 会 計 繰 出 額	—	2,700	—	—	—
	予 備 費	3,960	54,350	10,000	300	—
支 出 合 計		253,000	518,250	57,360	2,574	1,993
収入支出差引金額		0	0	0	0	0

お声掛けによる水難事故・不法投棄防止にご協力をお願いします。

令和5年度 刈谷田川土地改良区 事務局組織機構

本年度より事務長の役職を設け
新体制で組織運営しております。

令和5年4月1日現在 職員数 25名
(うち再雇用職員 4名)



赤字表記：新設及び新所属職員

令和5年3月31日付で、高橋 幸一さん(総務課長・昭和63年4月入所)、渡辺 早苗さん(総務課長補佐・昭和59年4月入所)、金子 和衛さん(事業課管理係長・昭和61年4月入所)、清水 典子さん(総務課主事補・令和2年4月に入所)の4名の職員が退職されました。
高橋さん、渡辺さん、金子さんにおかれましては35年以上にも亘り、土地改良区の為にご尽力頂き大変お疲れ様でした。

なお、高橋さん、金子さんは再雇用規程に基づき4月1日より再雇用職員として従事いたしております。



監事就任のお知らせ

令和5年3月15日執行

刈谷田川土地改良区

役員(監事)補欠選挙について

監事逝去に伴う刈谷田川土地改良区役員(監事)補欠選挙は令和5年3月8日に立候補届出の受付が行われ、定数どおりの届出があり、投票は行われませんでした。よって、3月15日に選挙会が開催され正式に当選人が決定となりました。

任期は残任期間の3月24日から令和6年3月31日までとなります。

当選者 第1被選挙区

つち だ ひさ あき
土田 久章
三条市岡野新田

総代就任のお知らせ

令和5年2月15日執行

刈谷田川土地改良区

総代補欠選挙について

総代逝去に伴う刈谷田川土地改良区総代補欠選挙は令和5年2月7日、8日に立候補届出の受付が行われ、定数どおりの届出があり、投票は行われませんでした。よって、2月9日に選挙会が開催され正式に当選人が決定となりました。

任期は残任期間の2月18日から令和6年3月13日までとなります。

当選者 第5選挙区

あ べ しんいちろう
阿部 新一郎
三条市鬼木新田

維持管理委員は下記の者が理事会の承認を得て就任されました。

川 通 地 区 阿部 新一郎 (R 5. 5.31 ~)

中之島地区 堀 雅 明 (R 4. 7.26 ~)

東北電力による

刈谷田川右岸排水機場線 送電線張替工事



去る3月、刈谷田川右岸排水機場に繋がる送電線の張替工事が行われました。排水機場竣工後47年で初、延べ14日間に亘る大掛かりな工事です。

工事期間中は排水機場が24時間停電状態となる為、関係各所との綿密な協議によりポンプ運転の可能性のある悪天候を避け、長時間の発電機運転となるため、夜間も2人体制での運転管理で対応しました。



計 報

名古屋 保男 元理事長が去る12月19日ご逝去されました。

故人は刈谷田川土地改良区が昭和51年3月の合併により設立された当初の総代として同年就任され、退任された平成24年3月までに理事職を5期20年間務められ、36年もの長きに亘り改良区の運営にご尽力されました。

この間、国営刈谷田川右岸農業水利事業及び国営附帯営かんがい排水事業、県営圃場整備事業など地域の基幹的排水施設整備推進、完工に寄与され、今日の刈谷田川土地改良区の基盤を築かれ、理事長に就任されてからも地域全体の発展に資する土地改良事業の推進、卓越した職見と指導力を発揮されました。

【職 歴】

昭和51年3月～平成4年3月 総 代
平成4年4月～平成12年3月 理 事
平成12年4月～平成24年3月 理 事 長

【賞 歴】

全国土地改良事業団体連合会長表彰
旭日小綬章(地方自治功労)
水資源功績者表彰

高橋 一夫 監事が去る12月13日ご逝去されました。

故人は令和2年3月に総代に就任され、同年4月より2年8カ月の間、監事として業務の執行状況を適正な判断で監査され、土地改良区の運営にご尽力されました。

任期中でのご逝去に誠に残念でなりません。

お二人の功績に対し、衷心より敬意を表すると共にご冥福をお祈り申し上げます。

令和5年度 賦課金及び用排水システム再編 積立預り金納入について

賦課金・用排水システム再編積立預り金単価一覧表 (1,000㎡当り)

● 賦課期日

令和5年4月1日
現在

● 賦課基準

地 積 割
(右記単価一覧表のとおり)

区分		会計別		区 分		金額(円)	徴収期別内訳					
							第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
賦 課 金	一般会計	1等地	1010	一般区域		4,000	-	-	-	2,000	-	2,000
		2等地	1020	五十嵐川沿岸・見附園場左岸 尾崎川原開田・今井川原開田区域		3,000				1,500		1,500
		3等地	1030	刈谷田川左岸・見附市都市排水区域		2,000				1,000		1,000
		4等地	1040	畑(刈谷田川右岸・見附園場左岸区域) 但し、尾崎川原・今井川原区域を除く		800				400		400
		5等地	1050	刈谷田川左岸地区(池之島)		636				318		318
		6等地	1060	刈谷田川左岸地区(坪根)		288				144		144
	刈谷田川 地 区 維持管理	1等地	3110	園場一般区域及び		4,551	2,592	1,959	-	-	-	-
			3610	園場用水受益								
		2等地	3121	見附園場左岸区域		3,004	2,352	652				
			3621									
			3122	園場補償用水(大面西部・見附地区)		3,004	1,054	1,950				
			3622									
		3等地	3130	川通北地区及び		3,990	2,519	1,471				
			3630	園場用水受益(川通北地区外)								
		4等地	3140	園場区域外		2,242	-	2,242				
			3640									
		5等地	3151	園場用水受益(旧押切江地区)		1,681	1,681	-				
			3651									
			3152	園場区域外(開田)及び		1,681	-	1,681				
			3652	排水受益区域								
		6等地	3160	見附市都市排水区域		1,121	-	1,121				
			3660									
		7等地	3170	畑(刈谷田川右岸地区)		840	-	840				
			3670	但し、見附市都市排水区域を除く								
	8等地	3180	園場用水受益(尾崎川原区域)及び		2,802	2,364	438					
		3680	園場用水受益(今井川原区域)									
	9等地	3190	畑(見附園場左岸区域)		278	278	-					
		3690										
	刈谷田川 大堰地区 維持管理	1等地	2010	直接受益地区		1,200	-	-	1,200	-	-	-
		2等地	2020	間接受益地区		300			300			
		3等地	2030	川通北地区		35			35			
		4等地	2040	池之島地区		382			382			
		5等地	2050	坪根地区		173			173			
	刈谷田川 左岸地区 維持管理		5410	西小川江・鶴島江地区		300	-	-	-	-	300	-
			5420	大江地区		200					200	
	尾崎川原 開田地区 維持管理		4310	尾崎川原開田地区		3,200	-	-	-	-	3,200	-
積 立 預 り 金	刈谷田川 地 区 維持管理 (用排水システム 再編積立金)	1等地	9010	用排水受益地区		2,000	-	-	-	-	2,000	-
		2等地	9020	用水単独地区		1,000					1,000	
		3等地	9030	排水単独地区		1,500					1,500	
		4等地	9040	畑(見附園場左岸区域を除く地区)		750					750	

● 徴収一覧

期 別 (納付月)	地区会計別	納 期 限	口座振替日
第 1 期 (4月)	刈谷田川地区	5月 1日(月)	4月27日(木)
第 2 期 (5月)		5月31日(水)	5月29日(月)
第 3 期 (6月)	大 堰 地 区	6月30日(金)	6月27日(火)
第 4 期 (7月)	一 般 会 計 (1/2)	7月31日(月)	7月27日(木)
第 5 期 (8月)	左 岸 地 区	8月31日(木)	8月28日(月)
	尾崎川原開田地区 刈谷田川地区(積立預り金)		
第 6 期 (9月)	一 般 会 計 (1/2)	10月2日(月)	9月27日(水)

● 徴収方法

口座振替契約による徴収または
土地改良区で直接徴収

振替日の前日までに
口座残高の確認を
お願いいたします。

口座振替契約取扱い店舗
JAえちご中越



こんな時には必ず届出をお願いします。

組合員
変 更

- ◆ 組合員の方が **農地の売買・交換・贈与・貸借** されたとき
- ◆ 組合員の方が **経営移譲** されるとき、又は **亡くなられた** とき
- ◆ 組合員の方が **住所変更** されたとき

※ 三条土地改良区及び中之島土地改良区に重複している土地をお持ちの方は、両方の土地改良区へ届出をお願いします。

・組合員資格得喪通知書の提出



振替口座
変 更

- ◆ **賦課金の振替口座を変更** されるとき
- ◆ **口座名義人が亡くなられた** とき

J Aの窓口で変更手続き
(振替口座の届出印が必要)



農地転用

- ◆ **農地を農地以外に
地目変更** するとき

・農地転用通知書
・地区除外申請書の提出



転用に伴い、右記の**転用決
済金**及び**排水負担金**若しくは**水路使用料**の納入が必要となります。

なお、市道・県道・国道買収等の公共転用や寄附した場合も、決済金の納入が必要です。

排水負担金及び水路使用料
(農業用施設使用規程による)

排 水 負 担 金	1㎡当り199円
雑排水放流に伴う 水 路 使 用 料	排水量別の 40ヶ年分

※ 但し、刈谷田川左岸地区及び見附市都市排水区域は除く

お問合せは
総務課賦課係まで



決済金単価一覧表 (1㎡当り)

会計別	区 分	金 額 (円)	圃場分	右岸分
一般会計	1等地 1010 一般区域	160.00	-	-
	2等地 1020 五十嵐川沿岸・見附圃場左岸 尾崎川原開田・今井川原開田区域	120.00		
	3等地 1030 刈谷田川左岸・見附市都市排水区域	80.00		
	4等地 1040 畑(刈谷田川右岸・見附圃場左岸区域) 但し、尾崎川原・今井川原区域を除く	32.00		
	5等地 1050 刈谷田川左岸地区(池之島)	25.44		
	6等地 1060 刈谷田川左岸地区(坪根)	11.52		
刈谷田川 地区 維持管理	1等地 3110 圃場一般区域及び 3610 圃場用水受益	182.04	78.36	103.68
	2等地 3121 見附圃場左岸区域 3621 圃場補償用水(大面西部・見附地区)	120.16	26.08	94.08
	3等地 3130 川通北地区及び 3630 圃場用水受益(川通北地区外)	120.16	78.00	42.16
	4等地 3140 圃場区域外 3640 圃場用水受益(旧押切江地区)	159.60	58.84	100.76
	5等地 3151 圃場区域外(開田)及び 3651 排水受益区域	89.68	89.68	-
	6等地 3160 見附市都市排水区域 3660 畑(刈谷田川右岸地区) 但し、見附市都市排水区域を除く	67.24	-	67.24
	7等地 3170 圃場用水受益(尾崎川原区域)及び 3670 圃場用水受益(今井川原区域)	67.24	67.24	-
	8等地 3180 畑(見附圃場左岸区域) 3680 圃場用水受益(今井川原区域)	44.84	44.84	-
	9等地 3190 畑(見附圃場左岸区域) 3690 圃場用水受益(今井川原区域)	33.60	33.60	-
	1等地 2010 直接受益地区	112.08	17.52	94.56
	2等地 2020 間接受益地区	11.12	-	11.12
	3等地 2030 川通北地区	48.00	-	-
	4等地 2040 池之島地区	12.00		
	5等地 2050 坪根地区	1.40		
刈谷田川 左岸地区 維持管理	5410 西小川江・鶴島江地区	15.28	-	-
	5420 大江地区	6.92		
尾崎川原 地区 維持管理	4310 尾崎川原開田地区	12.00	-	-
		8.00	-	-
		128.00	-	-

県営ため池等整備事業 低位部2号支線排水路

工事の過程



工事前



工事方法

既存の矢板護岸の内側にコンクリート二次製品の水路を入れる工事です。
既存矢板はそのまま存置(残し)となります。



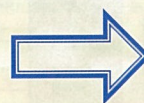
県営ため池等整備事業 佐印川排水路

工事の過程



工事方法

現在の水路の外側に新しい鋼矢板を打ち込み、古いものは撤去します。



～ 管内の土地改良事業施工状況 ～

団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業



地域農業水利施設ストックマネジメント事業



令和5年度 配水計画

令和5年3月1日開催の理事会において、今年度の配水計画が定められましたので刈谷田川土地改良区利水調整規程第8条の規定に基づき、組合員の皆様へお知らせいたします。

下記表の期別に定められた取水量が水利権において遵守されますので、過剰な注水やかけ流し、無効放水等を控え、限られた水資源を有効に利用して下さい。

許 可 水 利 権

(単位：m³/s)

期間		管理用水	代かき期		普 通 期		非かんがい期
区分			4/20～5/10	5/11～7/15	7/16～8/25	8/26～9/5	
三 扉 取 水 工		—	6.518	5.499	5.926	2.488	1.571
昭 和 江 揚 水 機			2.700	2.489	2.691	1.133	0.716
			—	197,128	213,127	89,733	(単位：㎡/日) 56,707
中 央 揚 水 機			2.200				
期間		—	4/26～5/10	5/11～7/15	7/16～8/15	8/16～9/5	—
区分							
傍所右岸揚水機			0.257	0.186	0.226	0.128	
速 水 江 樋 管			0.093	0.068	0.082	0.046	
山 吉 江 樋 管			0.065	0.045	0.057	0.032	
今 井 揚 水 機		—	4/26～5/2	5/3～9/4			—
			0.842	0.544			
押 切 揚 水 機		0.25298 (期間記載なし)					
銚子ヶ池揚水機		—	4/26～5/2	5/3～9/10			—
			0.612	0.409			
大 久 保 揚 水 機		—	4/26～5/2	5/3～9/5			—
			0.220	0.127			
砂 押 揚 水 機		4/20～4/21	4/22～4/28	4/29～8/31			—
		0.148	0.270	0.148			

慣 行 水 利 権

(単位：m³/s)

区分	期間		
		4/1～9/15	—
西小川江樋管		0.8269	—
鶴島江樋管		0.2164	—
五百刈江樋管		0.0722	—

節電にご協力下さい

近年の社会情勢に伴い高騰している電気料金への対策として【**省エネ対策推進事業**】に加入し国・県・市町村から補助金を頂くことになります。

ただし、この事業で補助を受けるには管内において**常に節電に努めることが条件**となっております。

用水管理を綿密に行い、不要なポンプの運転を抑えることが最も大きな節電対策となりますので、ご協力をお願いします。

令和5年度 管理期以降における揚水機の間断運転について

今年度の取水計画を下記のように策定致しました。新型コロナウイルス蔓延やロシアのウクライナ侵攻の影響を受け世界規模での経済の混乱が続き、それに伴い電力料金高騰が今なお続いております。適正な用水利用に努め、可能な限りの節電にご協力下さるようお願い致します。

基幹的施設におきましては例年にならい許可水利権厳守と電力料金の節約を考慮し、**送水は原則20時迄とする**予定であります。送水の調整には複数の地区間の用水状況を考慮する必要がありますので、**渇水期に限らず用水への依頼・要望は各地区を総括している代表者を通してご連絡下さるようお願い致します。**

施設区分			取水開始日 (水利権許可)	休止日ローテーション計画										実施期間				
地区名	代表者	施設名		月		火		水		木		金			土		日	
				AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM		AM	PM	AM	PM
福多地区	木村 賢一	福多1号機	4月20日～						休							休	5月25日 (木) } 取水終了まで 節電対策による 運転時間調整が 必要となった場合 及び異常気象等 の場合は別途 協議により決定 します。	
		福多2号機	//					休						休				
		福多3号機	//			休					休							
		福多4号機	//	休							休							
		福多5号機	//			休							休					
		福多6号機	//						休						休			
大和地区	遠藤 強	大和1号機	//	休						休								
		大和2号機	//			休							休					
		大和3号機	//			休					休							
		大和4号機	//					休							休			
		大和5号機	//	休					休									
川通地区	品川 昭栄	中曽根揚水機	//					休								休		
		川通1号機	//					休								休		
		川通2号機	//					休								休		
		川通3号機	//			休								休				
		大久保揚水機	4月26日～					休								休		
		鬼木揚水機	4月20日～			休								休				
		砂押揚水機	//			休								休				
大面地区	土地改良区	昭和江揚水機	//								休							
		昭和江支線揚水機	//	休							休							
	原田 勝	大面1号機	//	休							休							
		大面2号機	//	休							休							
		大面3号機	//	休							休							
		大面4号機	//			休					休							
大面5号機	//	休							休									
大面西部 地区	渡邊 博之	西部1号機	//	休							休							
		西部2号機	//	休							休							
見附地区	新井 哲夫	見附1号機	//			休						休						
		見附2号機	//			休					休							
		見附3号機	//	休							休							
		見附12号機	//	休					休									
	加藤 久夫	見附4号機	//	休							休							
		見附5号機	//			休					休							
		見附6号機	//					休							休			
		見附7号機	//						休						休			
		柳橋揚水機	//						休						休			
	長橋 悦雄	見附8号機	//					休					休					
		見附9号機	//	休					休									
見附10号機		//			休							休						
見附11号機		//					休							休				
川通北 地区	岩坂 省三	中央第2揚水機	4月26日～			休							休					
		今井揚水機	//			休							休					
		銚子ヶ池揚水機	//			休							休					
刈谷田川 左岸区域	久須美 求	圃場区域以外の地域 においても右記日程 での休止に努めて下 さい。	4月1日～			休							休			 基幹的施設		
刈谷田川 右岸区域	各地区代表		4月20日～			休							休					

※留意事項

- ・揚水機運転休止日は『朝5時から翌日の朝5時まで』を休止とします。
- ・代掻き期(4/20～5/10)は状況に応じ夜間も送水可能ですが、普通期(5/11～9/5)は原則として夜間運転は行えません。
- ・不明な点は各地区の代表者へお問合せ下さい。